

外国人材 定着支援補助金

県内で活躍する外国人材の就労環境改善や
コミュニケーション促進、日本語学習、技能習得等を支援します！

補助
上限額

50万円

補助率

【ソフト事業】

1/2

コミュニケーション、技能習得等支援

【ハード事業】

1/3

就労・居住環境整備

(ソフト事業とハード事業の合計額)

補助対象者

- ①外国人材(技能実習生及び特定技能外国人に限る)を受け入れている
又は、事業完了までに新たに雇用する具体的な計画がある
県内中小企業者等 ※介護・看護分野を除く
- ②県内に主たる事務所を有し、県内の事業所が受け入れている
外国人技能実習生の監理事業を当該事務所において行う監理団体

受付期間

令和7年5月1日(木)から令和7年11月28日(金)まで

予算がなくなり次第
終了となります

事業対象期間

交付決定日から令和7年12月30日(火)まで

ソフト事業

外国人材とのコミュニケーションの促進に要する経費や
外国人材のスキルアップ支援に要する経費を補助



こんなことに活用できます

- ☑日本語習得や多文化共生のために研修を実施
- ☑メンター制度やメンタルヘルス対策のため外部講師を招いて研修を実施
- ☑専門スキル習得のために外部研修に参加

ハード事業

外国人材のための就労環境・居住環境整備に要する
経費を補助



こんなことに活用できます

- ☑社内に多言語看板を設置
- ☑翻訳機器を購入
- ☑外国人特有の理由に基づく施設の改修

補助金申請先
お問合せ先

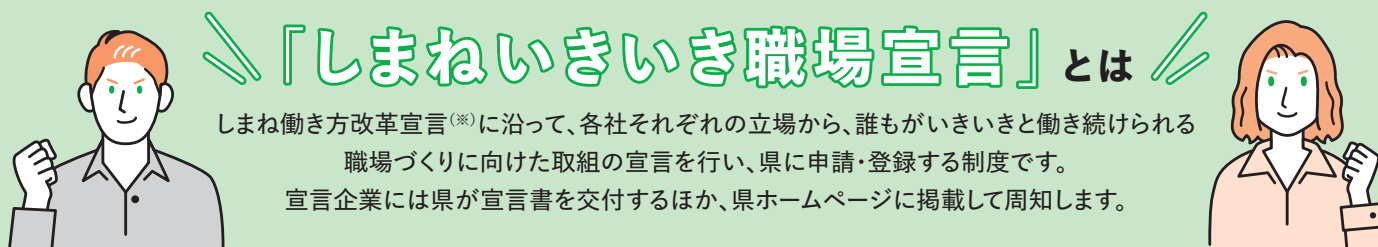
島根県中小企業団体中央会 雇用対策課

TEL0852-21-4809 島根県松江市母衣町55-4 [Web]<https://www.crosstalk.or.jp>



外国人材定着支援補助金 概要

① 県内中小企業者等		② 監理団体	
補 助 要 件		● 県内に主たる事務所を有し、県内の事業所が受け入れている外国人技能実習生の監理事業を当該事業所において行っていること	
補 助 上 限 額		● 50万円 ● 20万円	
補 助 率	ソフト事業	1/2	
	ハード事業	1/3	
交 付 申 請		● ソフト事業とハード事業の組み合わせも可（組み合わせる場合、一度に申請） ● 1社1回限り	
補助対象経費	ソフト事業	● 外国人材とのコミュニケーションの促進に要する経費 ● 外国人材のスキルアップ支援に要する経費	
	ハード事業	● 外国人材のための就労環境・居住環境整備に要する経費	
補助対象外経費		● 汎用性の高い備品（パソコン、プリンター、タブレット端末、モニター等） ● 所有権を有しない物件の改修費用 等	
受 付 期 間		令和7年5月1日(木)から令和7年11月28日(金)まで	
事 業 対 象 期 間		交付決定日から令和7年12月30日(火)まで	



しまね働き方改革宣言 (※)

- 宣言 ①** **ほどよく休み、しっかり仕事、すっきり帰宅！**

～人材の確保、定着、生産性の向上を図りましょう～
- 宣言 ②** **「仕事と生活の調和」を企業の魅力に！**

～子育て・介護等と仕事の両立を可能にしましょう～
- 宣言 ③** **みんな元気に生涯現役！**

～多様な技術・経験を有する高齢者の方も幅広く活躍しましょう～
- 宣言 ④** **誰もがいきいき活躍できる職場に！**

～誰もが希望や能力を活かして活躍しましょう～
- 宣言 ⑤** **職場に実情を語り合う場をつくらう！**

～働き方改革に向けて、職場での話し合いの機会をつくりましょう～

※「しまね働き方改革宣言」は、平成29年に島根県、島根労働局、経済団体等からなる「しまね働き方改革推進会議」で採択されました。

宣 言
申請方法

島根県ホームページから
申請してください。



宣 言
提出先

島根県商工労働部 雇用政策課

☎ 0852-22-6562

✉ koyo-ikiiki@pref.shimane.lg.jp